

第22回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく

書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

1. 事業報告

「新株予約権等の状況」

「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

2. 連結計算書類

「連結株主資本等変動計算書」

「連結注記表」

3. 計算書類

「株主資本等変動計算書」

「個別注記表」

第22期

(2025年9月1日から2026年4月30日まで)

THE WHY HOW DO COMPANY株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

1. 事業報告

新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2026年4月30日現在）
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項

2022年4月27日開催の臨時株主総会決議に基づき発行した新株予約権（第12回新株予約権）

新株予約権の総数	67,800個（注）8
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 6,780,000株（注）2 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権1個につき298円
新株予約権の払込期日	2022年4月28日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき162円（注）3
新株予約権の行使期間	2022年4月28日から2027年4月27日まで （注）4
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）5
割当先	（注）7

（注）1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権であります。当該行使価額修正条項付新株予約権の特質等は以下のとおりであります。

- 1-1. 本新株予約権の目的となる株式の総数は6,780,000株、割当株式数（別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。）は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義する。）が修正されても変化しない（但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。

1-2. 行使価額の修正基準

当社は2022年4月28日以降、当社経営上機動的な資金調達を行う必要があると判断されるときなど、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を有する者（以下、「本新株予約権者」という。）に通知（以下、「行使価額修正通知」という。）するものとし、当該通知が行われた日（以下、「通知日」という。）に、行使価額は、通知日（通知日が取引日でない場合には直前の取引日）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切上げた額（ただし、当該金額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。なお、以下に該当する場合には当社はかかる通知を行うことができない。

①金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合

なお、行使価額の修正は、本新株予約権者に対し本新株予約権の行使義務を発生させるものではない。

1-3. 行使価額の修正頻度

行使価額は、行使価額修正通知がなされた都度修正される。

1-4. 行使価額の下限

「下限行使価額」は当初100円とする。下限行使価額は2020年5月28日提出の有価証券届出書のとおり発行した第11回行使価額修正条項付新株予約権の下限行使価額が100円であったことを踏襲して今回の下限行使価額も100円とした。別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整される。

1-5. 割当株式数の上限

6,780,000株（発行済株式総数に対する割合は22.32%）

1-6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の行使価額の下限行使価額にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額）

698,204,400円（但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。）

1-7. 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている（詳細は、（注）9を参照）。

2. 新株予約権の目的となる株式の数

2-1. 本新株予約権の目的である株式の総数は、6,780,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

- 2-2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- 2-3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- 2-4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3.新株予約権の行使時の払込金額

3-1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1)各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する）に割当株式数を乗じた額とする。
- (2)本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、当初、162円とする（以下、「当初行使価額」という。）。

2023年10月30日開催の取締役会において、行使価額を100円に修正することを決議いたしました。

3-2. 行使価額の修正

2022年4月28日以降、当社経営上機動的な資金調達を行う必要があると判断されるときなど、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を有する者（以下、「本新株予約権者」という。）に通知（以下、「行使価額修正通知」という。）するものとし、当該通知が行われた日（以下、「通知日」という。）に、行使価額は、通知日（通知

日が取引日でない場合には直前の取引日)の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切上げた額(ただし、当該金額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。なお、以下に該当する場合には当社はかかる通知を行うことができない

- ①金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合

3-3. 行使価額の調整

- (1)当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により、当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付割当株式数}}$$

- (2)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式分割により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権を発行又は付与する場合、調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新

株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるものとする。

③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整

前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

4. 本新株予約権の行使期間

2022年4月28日から2027年4月27日（但し、2027年4月27日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。ただし、注9のとおり当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

5. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部を行使することができる。但し、本新株予約権の1個未満の行使はできない。なお、本新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

7. 第三者割当の方法により、寺尾文孝氏に本新株予約権を割当てた。

（2026年4月6日開催の取締役会において、株式会社ロビージャパンに37,000個を譲渡することを承認し、譲渡されました。）

8. 本新株予約権の未行使残高

2026年4月30日現在の未行使残高は37,000個

9. 当社は、2023年4月28日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、新株予約権の発行価額である、本新株予約権1個当たり298円の価額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。なお、金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項にしたがって公表されていないものが存在する場合には当社はかかる通知又は公告を行うことができない。

2023年11月28日開催の第19回定時株主総会決議に基づき発行した新株予約権
(第15回新株予約権)

新株予約権の総数	330,000個（注） 6
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 33,000,000株（注） 1 （新株予約権 1 個につき100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権 1 個につき0.01円
新株予約権の払込期日	2023年11月29日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1 株につき25円（注） 2
新株予約権の行使期間	2023年11月30日から2028年11月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	（注） 3
新株予約権の行使の条件	（注） 4
割当先	（注） 5

（注） 1. 割当株式数は、以下の規定に従って調整される。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後割当株式数＝調整前割当株式数×分割・併合の比率

その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。

2-1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

2-2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下、において「行使価額」という。）は、25円とする。

2-3. 行使価額の修正

行使価額の修正は行わない

2-4. 行使価額の調整

- (1)当社は、第15回新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利（但し、第13回新株予約権及び第14回新株予約権を除く。）を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日があ

る場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額に当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}}{1}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3)行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.01円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4)行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

①0.01円未満の端数を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられ

る当社普通株式数を含まないものとする。

- (5)本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

- (6)本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

3-1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

3-2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

4. 本新株予約権の一部行使はできない。

5. 第三者割当の方法によりEVO FUNDに本新株予約権を割当てた。

（2024年4月8日開催の取締役会において、田邊勝己に264,000個、星山和彦に66,000個を譲渡することを承認し、譲渡されました。

2025年5月27日開催の取締役会において、南壮栄に30,000個を譲渡することを承認し、譲渡されました。

2025年7月14日開催の取締役会において、株式会社ロビージャパンに30,000個、バリューフード株式会社に10,000個を譲渡することを承認し、譲渡されました。）

6. 本新株予約権の未行使残高

2026年4月30日現在の未行使残高は16,600個

2026年3月27日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権
(第16回新株予約権)

新株予約権の総数	210,000個（注）5
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 21,000,000株（注）1 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権1個につき3.6円
新株予約権の払込期日	2026年4月13日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき48円（注）2
新株予約権の行使期間	2026年4月14日から2027年4月13日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	（注）3
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。
割当先	（注）4

（注）1-1．本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式21,000,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。）。但し、（注）1-2乃至1-5により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

1-2．当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後割当株式数＝調整前割当株式数×株式分割等の比率

1-3．当社が（注）2-4の規定に従って行使価額（（注）2-2に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、（注）2-4に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

1-4. 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る（注）2-4第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

1-5. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、（注）2-4第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

2-1. 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

2-2. 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初48円とする。但し、行使価額は（注）2-3及び2-4の定めるところに従い修正及び調整されるものとする。

2-3. 行使価額の修正

2026年4月13日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日（以下「修正日」という。）の属する週の前週の最終取引日（以下「修正基準日」という。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90％に相当する金額の小数第1位未満の端数を切り上げた金額（以下「修正基準日価額」という。）が、当該修正基準日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正基準日価額に修正される（修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。）。なお、修正後行使価額の算出において、修正基準日から修正日までの間に（注）2-4記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、修正後行使価額は当該事由を勘案して調整される。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう（別段の記載がなされる場合を除き、以下同じ。）。

但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が30円（以下「下限行使価額」といい、（注）2-4の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

2-4. 行使価額の調整

(1)当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する（以下、調整された後の行使価額を「調整後行使価額」、調整される前の行使価額を「調整前行使価額」という。）。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数}}{\text{式数}} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}} \times \text{時価}$$

(2)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の取得、転換若しくは行使による場合及び譲渡制限付株式報酬制度に基づき発行又は処分される場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合（但し、当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社の子会社の取締役に対するストックオプションの発行を除く。）

調整後行使価額は、発行される証券、新株予約権又は権利の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、かかる証券若しくは権利の払込期日又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の割当

日の翌日以降、また、募集又は無償割当てのための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に上記③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3)行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4)①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、上記第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を

与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (5)上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式移転、株式交換、合併又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6)上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が(注)2-3に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。

- (7)行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額が装荷する資本金の額を減じた額を増加する資本剰余金の額とする。

4. 割当先は以下の通りとする。

Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund	155,400個
MAP246 Segregated Portfolio	16,800個
BEMAP Master Fund Ltd.	37,800個

5. 本新株予約権の未行使残高

2026年4月30日現在の未行使残高は91,600個

2026年3月27日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権
(第17回新株予約権)

新株予約権の総数	25,000個(注) 4
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 2,500,000株(注) 1 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個につき49.9円
新株予約権の払込期日	2026年4月13日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき48円(注) 2
新株予約権の行使期間	2026年4月14日から2028年4月13日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	(注) 3
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
割当先	株式会社機山

(注) 1-1. 本新株予約権の目的である株式の総数は、当社普通株式2,500,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「割当株式数」という。))は100株とする。)。但し、(注) 1-2 又は(注) 1-3 により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

1-2. 当社が(注) 2-4の規定に従って行使価額((注) 2-2に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は(注) 2-3に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

1-3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる(注) 2-4第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と

同日とする。

1-4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

2-1. 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

2-2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、48円とする。但し、行使価額（注）2-3の規定に従って調整されるものとする。

2-3. 行使価額の調整

(1)当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcccl} & & & \text{交付普通} & \times & \text{1株当たり} \\ & & & \text{株式数} & & \text{払込価額} \\ & \text{既発行} & + & & & \\ & \text{普通株式数} & & & & \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付割当株式数}}{\text{1株当たりの時価}} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} & & & \end{array}$$

(2)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除

く。)調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式分割により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権を発行又は付与する場合(但し、当社のストックオプション制度に基づき新株予約権が交付される場合を除く。)、調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

(3)行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4)①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるものとする。

③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5)本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6)行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日まで、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

4. 本新株予約権の未行使残高

2026年4月30日現在の未行使残高は25,000個

2026年3月27日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権
(第18回新株予約権)

新株予約権の総数	25,000個(注) 4
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 2,500,000株(注) 1 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個につき48.5円
新株予約権の払込期日	2026年4月13日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき51円(注) 2
新株予約権の行使期間	2026年4月14日から2028年4月13日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	(注) 3
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
割当先	株式会社機山

(注) 1-1. 本新株予約権の目的である株式の総数は、当社普通株式2,500,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「割当株式数」という。))は100株とする。)。但し、(注) 1-2 又は(注) 1-3 により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

1-2. 当社が(注) 2-4の規定に従って行使価額((注) 2-2に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は(注) 2-3に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

1-3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる(注) 2-4第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と

同日とする。

- 1-4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- 2-1. 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

- 2-2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、51円とする。但し、行使価額は第10項の規定に従って調整されるものとする。

2-3. 行使価額の調整

- (1)当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{ccccccc} & & & & \text{交付普通株} & & \text{1株当たり} \\ & & & & \text{式数} & \times & \text{払込価額} \\ & & \text{既発行} & + & & & \\ & & \text{普通株式数} & & & & \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付割当株式数}}{\text{1株当たりの時価}} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} & & & & \end{array}$$

- (2)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除

く。)調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式分割により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権を発行又は付与する場合(但し、当社のストックオプション制度に基づき新株予約権が交付される場合を除く。)、調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

(3)行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4)①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるものとする。

③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5)本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6)行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日まで、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

4. 本新株予約権の未行使残高

2026年4月30日現在の未行使残高は25,000個

2026年3月27日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権
(第19回新株予約権)

新株予約権の総数	30,000個(注) 4
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 3,000,000株(注) 1 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個につき46.9円
新株予約権の払込期日	2026年4月13日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき53円(注) 2
新株予約権の行使期間	2026年4月14日から2028年4月13日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	(注) 3
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
割当先	株式会社機山

(注) 1-1. 本新株予約権の目的である株式の総数は、当社普通株式3,000,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「割当株式数」という。))は100株とする。)。但し、(注) 1-2又は(注) 1-3により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

1-2. 当社が(注) 2-4の規定に従って行使価額(注) 2-2に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は(注) 2-3に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

1-3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる(注) 2-4第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

1-4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日

までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

2-1. 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

2-2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、53円とする。但し、行使価額は（注）2-3の規定に従って調整されるものとする。

2-3. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{ccccccc} & & & & \text{交付普通} & \times & \text{1株当たり} \\ & & & & \text{株式数} & & \text{払込価額} \\ & & \text{既発行} & + & \hline & & \text{普通株式数} & & & & \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \text{1株当たりの時価} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} & & \hline & & & & \text{既発行普通株式数} & + & \text{交付割当株式数} \end{array}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発

行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式分割により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する

③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権を発行又は付与する場合（但し、当社のストックオプション制度に基づき新株予約権が交付される場合を除く。）、調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

(3)行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4)①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるものとする。

③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調

調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5)本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6)行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日まで、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

4. 本新株予約権の未行使残高

2026年4月30日現在の未行使残高は30,000個

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要と運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社は、当社グループの取締役、使用人が法令及び定款等を遵守する行動を確保するため、行動規範を含む「WHDCグループ企業憲章」、「コンプライアンス方針」及び「コンプライアンス規程」を制定し、当社及び子会社の取締役は、自らこれを遵守し、いささかもこれに反する行動を行ってはならない。また、当社及び子会社の使用人に対しては、その遵守することを周知徹底する責任を負うものとする。（※WHDC：当社社名THE WHY HOW DO COMPANY株式会社を略しております）
- (2)当社グループは、内部通報制度を設け、「コンプライアンス規程」に違反行為が行われ、又は行われようとしていることを当社及び子会社の取締役並びに使用人等が知った際に、通報できる体制を設けることとする。寄せられた事案は、「内部通報規程」に基づき適切に対応し、通報者等のプライバシーについては、同規程に従い、厳重に保護する。
- (3)当社グループは、当社及び子会社の取締役及び使用人が法令、定款及び社内規程に適合することを確保するため、継続して教育研修を実施する。
- (4)当社グループは、反社会的な活動や勢力に対して一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対しては組織全体として毅然とした対応を取る。

[運用状況]

行動規範を含む「WHDCグループ企業憲章」、「コンプライアンス方針」及び「コンプライアンス規程」は、当社グループの全役職員への周知を図るため、每期その内容を認識させております。また内部通報に係る「内部通報規程」に基づき通報窓口を設置すると共に、社内掲示板等を通じて周知徹底させております。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1)当社は、重要な会議の議事録、取締役の職務遂行に係る情報を含む重要な文書等は、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ規程」に基づき適切に保存管理する。
- (2)取締役の職務の遂行に係る情報は、取締役又は監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。

[運用状況]

「文書管理規程」及び「情報セキュリティ規程」に基づき、情報及び文書の保存と管理を実施しております。

③リスク管理に関する規程その他の体制

- (1)当社及び子会社の取締役は、全社的なリスク管理及び危機管理対策から成るリスク管理体制を適切に構築し、適宜その体制を点検することによって有効性を向上させる。
- (2)リスク管理体制については、「リスク管理規程」を定めるとともに、継続的な改善活動を行うとともに、教育研修を適宜実施する。
- (3)事業活動に伴う各種のリスクについては、当社及び子会社の所管部門長が職務執行の中で管理することを基本とするが、複数の所管部門に係る場合には、管理本部管掌取締役が適切に管理統括する。
- (4)全社的なリスクマネジメントの推進及びリスク管理に関する課題抽出とその対応策を協議し、リスクの顕在化による損害を最小限にするための組織として、当社及び子会社の取締役及び部門長を委員とし、取締役社長を委員長とする内部統制委員会を設ける。なお、監査役は内部統制システムの構築状況を監査するために参加することができる。
- (5)事業の重大な障害、瑕疵、重大な情報漏えい、重大な信用失墜、災害等の発生に備え、対応組織の設置、情報連絡体制の構築等について「危機管理規程」に定めるとともに、危機発生時には、規程に基づき対応する。

[運用状況]

当社では、自らがおかれている外部環境及び内部要因を適宜分析し、事業上のリスクを取締役会ならびに経営会議において常に把握するとともに、法律上の判断が必要な場合は顧問弁護士から適宜助言を受けて予防と対策を講じる体制をとっております。現在、リスク情報の一元化の強化に向け管理体制の整備を行っているとともに、経営陣のみならず全社員のリスクに対する認識の周知徹底に努めております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役は、取締役会の機能強化と効率的な運営に努めなければならない。また、取締役は、取締役会及び経営会議等重要な会議において経営判断の原則に基づき意思決定を行う。
- (2)当社は定款及び取締役会規程に基づき、原則月1回、また必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。また、その意思決定の妥当性を高めるため、社外取締役を2名以上置くものとする。
- (3)取締役会の決定に基づく職務執行については、社内規程において責任と権限を明確にし、取締役及び使用人がそれぞれ適切かつ迅速に執行する。

[運用状況]

当事業年度において、取締役会は13回開催しており、「取締役会規程」及び「職務権限規程」等において該当する業務執行上の重要議案を決議すると共に、取締役の職務執行を監督しております。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)当社は、企業集団の会社間の取引については、法令に従い適切に行うものとする。
- (2)子会社の取締役及び使用人は、その職務の執行に係る事項に関しては法令、定款及び会社の定める規程に基づき承認又は報告手続きを取らなければならない。また重要なリスクは適時本社へ報告する。
- (3)当社は、子会社に対して、子会社の事業内容や規模等に応じて取締役会非設置会社とすることや、子会社の取締役等のみで決議が可能な事項等について基準を定める等、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- (4)当社の内部監査室は、当社グループにおける内部監査を統括し、当社グループの内部統制の整備・運用状況の評価、業務執行状況の監査及び改善提案を行う。
- (5)当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するために、子会社に関する業務の円滑化と管理の適正化を図ることを目的として、子会社・関連会社管理規程を制定する。

[運用状況]

当社では、子会社の業務の適正を確保するため、企業憲章、財務報告基本規程、内部統制委員会規程、コンプライアンス方針、コンプライアンス規程、コンプライアンスマニュアル、リスク管理規程、内部通報規程等については、グループ全体に適用として定めております。また各子会社においては、取締役会規程、経理規程、組織規程、職務権限規程等重要規程から順次整備をすすめております。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合に関する事項

- (1)監査役がその職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合には、速やかに設置する。その場合には、監査業務に関しては当該使用人が取締役等の指揮命令を受けないこととし、取締役からの独立性を確保する。
- (2)監査役は補助使用人の独立性及び指示の実効性の確保に必要な事項として、補助使用人の権限・属する組織、補助使用人に対する指揮命令権、補助使用人の人事に対する監査役の同意権等について検討する。

[運用状況]

内部監査室が監査役と連携し、業務監査及び内部統制監査に対応しております。また、その人事異動については、監査役の意見を尊重しております。なお、当該体制は適正に運用されているが、当期に関しては監査役が補助使用人を置くことの要請はありませんでした。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- (1)取締役は、会社の信用の著しい低下、業績への重大な影響、法令定款違反等の事実が発生したとき、又はそのおそれがあるときは、速やかに監査役に報告するとともに、監査役の求める事項について必要な報告をする。また、使用人から監査役に対し必要かつ適切な報告が行われるよう体制が整備されている。
- (2)子会社の取締役及び使用人が監査役に適切に報告が行われるよう体制が整備されている。
- (3)前号の報告をした者が、報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保する体制が整備されている。
- (4)前各号の体制は、取締役会規程及び監査役監査規程に基づき整備されている。

[運用状況]

監査役は、取締役会、内部統制委員会に出席し、業務執行が適切に行われているかの確認をすると共に、必要に応じて意見を述べております。

監査役は、当社及び子会社の業務監査を通じて取締役及び幹部職員との意思疎通と情報交換を行っております。「内部通報制度」に基づく通報については、内部監査室が、監査役及び顧問弁護士に報告し、その状況を把握の上、代表取締役社長と協議し対策を図ります。また通報者に対して不利な取扱いはいりません。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)監査役の独立性を担保するため、その過半数を社外監査役とする。
- (2)取締役社長及び取締役は、監査役との間で定期的に会合を行うほか、監査役の職務執行のために必要な監査環境を整備しなければならない。
- (3)監査役が内部統制委員会その他重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることができる体制を整備する。
- (4)監査役の職務執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他職務執行について生じる費用又は債務の処理は、監査役からの請求に基づき速やかに支払わなければならない。
- (5)内部監査室は、内部監査の計画と結果及び監査役が要求した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会へ報告する。
- (6)当社及び子会社の監査役は、企業集団の内部統制システムの状況に関して情報共有しなければならない。

[運用状況]

監査役は、監査役監査計画を作成すると共に、監査状況についても取締役会に報告しております。また代表取締役社長と随時意見交換を行っております。会計監査人から、四半期ごとに監査意見の報告を受けるほか、必要に応じ随時意見交換を行っております。監査役は、内部監査室が実施する内部監査に立ち会うと共に、その監査報告と是正について監査役会に報告を求めています。

2. 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

(2025年 9月1日から
2026年 4月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,062,195	3,207,405	△3,732,193	△161	1,537,246
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	504,646	504,646	—	—	1,009,292
連結子会社株式の追加取得 による持分の増減	—	△147,000	—	—	△147,000
株式交換による増加	—	70,000	—	—	70,000
減 資	△1,062,195	1,062,195	—	—	—
欠 損 填 補	—	△3,917,038	3,917,038	—	—
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)	—	—	△902,033	—	△902,033
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	△557,549	△2,427,196	3,015,004	—	30,259
当 期 末 残 高	1,504,646	780,209	△717,188	△161	1,567,505

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		新 株 予 約 権	非支配株主持分	純 資 産 合 計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	—	—	11,028	29,566	1,557,840
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	—	—	—	—	1,009,292
連結子会社株式の追加取得 による 持 分 の 増 減	—	—	—	—	△147,000
株 式 交 換 による 増加	—	—	—	—	70,000
減 資	—	—	—	—	—
欠 損 填 補	—	—	—	—	—
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失 (△)	—	—	—	—	△902,033
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	—	—	4,194	505	4,700
当 期 変 動 額 合 計	—	—	4,194	505	34,959
当 期 末 残 高	—	—	15,222	30,072	1,612,800

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

- ・ 連結子会社の数 12社
- ・ 連結子会社の名称 WHDCアクロディア株式会社
株式会社渋谷肉横丁
株式会社インタープラン
株式会社SOUND PORT
Pavilions株式会社
株式会社ドリームプラネット
株式会社サンライズジャパン
株式会社スティルアン
株式会社グッドマン
飯山土建株式会社
株式会社コーウェル
日本純金行株式会社
当連結会計年度より、株式会社スティルアン、株式会社グッドマン、飯山土建株式会社、株式会社コーウェル及び日本純金行株式会社を子会社したため、連結の範囲に含めております。
- ・ 非連結子会社の状況 該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結決算日の変更にに関する事項

当社は、2026年3月24日開催の臨時株主総会の決議により、連結決算日を従来の8月31日から4月30日に変更しております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、日本純金行株式会社の決算日は12月31日、株式会社コーウェルの決算日は1月31日、飯山土建株式会社の決算日は3月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

- ・ 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

- ・ 製品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

- ・ 商品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
 なお、新たに加わった連結子会社については、株式会社グッドマン及び株式会社スティルアンは最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。株式会社コーウェルは総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

- ・ 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

- ・ 原材料

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

主として定率法を採用しております。但し、2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	2～47年
工具、器具及び備品	2～8年
機械装置及び運搬具	2～6年

ロ. 無形固定資産

- ・ 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（1～5年）に基づく定額法を採用しております。

- ・ 商標権

定額法（10年）を採用しております。

- ・ のれん

定額法（10年）を採用しております。

③ 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

④ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金	従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額を合理的に見積り計上をしております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

ア.ソリューション事業

1. 受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準

契約に基づく開発作業を進めるにつれ顧客に対する履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は、プロジェクトの総見積原価に対する連結会計年度末までの発生原価の割合（原価比例法）によって算定しております。なお、進捗度を合理的に見積もることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれるものについては、原価回収基準により収益を認識しております。また、契約における開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い案件については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

2. ソーシャルゲーム等のコンテンツサービスに係る収益及び費用の計上基準

当社が運営・配信しているコンテンツは、アイテム課金等の方法により運営を行っております。アイテム課金については、顧客であるユーザーが当該アイテム等を用いてゲームを行い、当社がアイテムごとに定められた内容の役務提供を行うことで履行義務が充足されるものと判断しております。そのため、コンテンツ内アイテムを購入した時点以降のアイテム使用期間を見積り、当該見積り期間に応じて収益を認識しております。

3. 電気・通信・水道等のインフラ保守点検に係る収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益は主に、電気・通信・水道等のインフラ保守点検に使用される測定機器及び探索機器の輸入販売並びに自社製造製品の販売によるものであります。製品販売については、顧客への製品引渡時に履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

イ.飲食関連事業

顧客との契約から生じる収益は主に商標権の管理及び賃貸飲食店物件の転貸（サブリース）によるものであります。サブリース物件は転貸賃借人との賃貸借契約に基づき、電気ガス等を提供する義務等を負っております。当該履行義務は一定の期間を経る毎に当該期間にわたる契約上の履行義務が充足したものと、当該期間にわたる収益を認識しております。

ウ.教育関連事業

顧客との契約から生じる収益は主に求職者向けの職業訓練プログラムを提供し、顧客との契約に基づき履行義務を識別しております。これらの履行義務は、履行義務が一時

点で充足される場合にはサービス提供完了時点において、一定期間にわたり充足される場合には顧客との契約における履行義務の充足に伴い、定額で、又は進捗度に応じて収益を認識しております。

エ.エンタテインメント事業

1. ファンクラブ収入

ファンクラブ収入については、アーティストのファンクラブの会費から得られる収入であります。当該履行義務は会員期間に亘って充足され、収益を認識しております。

2. 印税収入

印税収入については、主にアーティストが楽曲を創作し販売することや顧客による二次利用がなされることによりレコード会社又は著作権管理団体等から得られる収入であり、顧客に対して当社が保有する原盤権及び著作権等の使用を許諾する義務を負っております。当該履行義務は、顧客が当該原盤権及び著作権等を使用することによってその使用量に基づいたロイヤリティとして充足されるため、レコード会社又は著作権管理団体からの印税通知書等の到着をもって不確実性が解消されたことを確認し、回収可能性が保証された時点で、収益を認識しております。

3. 出演収入

主にアーティストが音楽配信番組、新聞・雑誌（執筆、インタビュー）、その他あらゆる種類のメディア等に出演することにより得られる収入であり、顧客に対してこれら媒体への出演等の役務を提供する義務を負っております。当該履行義務は役務提供の完了をもって充足され、収益を認識しております。

オ.ライフスタイル事業

商品または製品の販売は、顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、国内販売は、出荷時から当該商品または製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。その他、日焼けサロンの運営事業は、サービスの提供時点において顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、当該サービス提供時点で収益を認識しております。また、収益は、顧客との契約において約束された対価から値引きなどを控除した金額で測定しております。プライダル事業は、主に挙式・披露宴等の施行完了時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑦ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5～10年間の定額法により償却を行っております。

⑧ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

当社及び国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
有形固定資産	296,778千円
無形固定資産（のれんを除く）	52,609千円
減損損失	6,743千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を考慮し、資産のグルーピングを行っております。固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として計上しております。減損損失の認識の要否の判定において使用される割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会にて承認された翌期の予算を基礎として作成しておりますが、当該見積りは将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の収支が見積りと異なった場合には、減損損失の計上に伴い、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2) のれんの減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
のれん	1,413,073千円
のれん償却額	35,978千円
のれん償却額（特別損失）	—千円
減損損失	—千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、のれんについて、帰属する複数の資産または資産グループにのれんを加えたより大きな単位で減損損失の兆候の識別、減損損失の認識および測定を行っております。減損の兆候がある場合には、のれんを含まない各資産グループにおいて算定された減損損失控除前の帳簿価額にのれんの帳簿価額を加えた金額と、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として計上しております。また、当社の計算書類上、関係会社株式の簿価を

減損処理した場合には、のれんの一括償却の要否について検討を行っています。減損損失の認識の要否の判定において使用される割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会にて承認された翌期の予算を基礎として作成しておりますが、当該見積りは将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の収支が見積りと異なった場合には、減損損失の計上に伴い、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
貸倒引当金（流動）	47,776千円
貸倒引当金（固定）	1,279,794千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、債権の貸倒れによる損失に備えるため、損失の見積額について、貸倒引当金を計上しております。一般債権は、貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権は、債権額から回収見込み額を減額し、その残額について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して貸倒見積額を算定する財務内容評価法に基づきそれぞれ引当金を計上しております。

なお、相手先の財政状況が悪化した場合、翌事業年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

①担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物及び構築物	11,330千円
土地	115,604千円
預金期間が3ヶ月を超える定期預金	17,400千円
商品	211,511千円
計	355,845千円

担保に係る債務

短期借入金	209,112千円
長期借入金	583,591千円
計	792,703千円

※当社連結子会社が所有する土地と建物及び建築物には、取引銀行との間で極度額40,000千円の根抵当権が設定されております。

②有形固定資産の減価償却累計額

1,238,951千円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	110,420,693株	34,995,500株	一株	145,416,193株

※当連結会計年度における増加株式数は第15回及び16回新株予約権の行使及び株式交換によるものであります。

(2) 自己株式の数に関する事項

普通株式 93株

(3) 配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の数

普通株式 22,520,000株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用について、短期的かつリスクの少ない商品に限定しており、投機的な取引は行いません。また、短期的な運転資金を銀行借入等により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び長期未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。一部海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は為替変動リスクに晒されております。

短期貸付金及び長期貸付金は、一部担保の設定はありますが、貸付先の返済能力の減少による信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払法人税等、未払金及び未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

短期借入金及び長期借入金は、主に運転資金に係る資金調達であります。

長期預り保証金は、テナント賃貸借契約等に係る敷金及び保証金であります。

再生債務は、連結子会社である株式会社サンライズジャパンの再生手続きによるものであります。

また、これらの営業債務及び金銭債務は、流動性のリスクに晒されておりますが、当社

グループは各社が資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、当社グループの与信管理規程に従い取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念を早期に把握するように努めております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、適時に資金繰り計画表を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年4月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びの差額これらについては、次のとおりであります。また、現金及び預金、売掛金、短期貸付金、買掛金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期貸付金	1,230,214		
貸倒引当金 (※)	△1,039,118		
差引	191,096	190,282	△813
(2) 長期未収入金	255,446		
貸倒引当金 (※)	△240,676		
差引	14,769	11,515	△3,254
資 産 計	205,865	201,798	△4,067
(1) 長期借入金	1,397,054	1,375,841	△21,212
(2) 長期預り保証金	8,235	7,910	△325
(3) 再生債務	158,665	149,750	△8,915
負 債 計	1,563,954	1,533,501	△30,453

(※) 長期貸付金及び長期未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数利用している場合には、それらのインプットそれぞれに属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産

区分	時価 (千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
(1) 長期貸付金	—	190,282	—	190,282
(2) 長期未収入金	—	11,515	—	11,515
合 計		201,798		201,798

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
(1) 長期借入金	—	1,375,841	—	1,375,841
(2) 長期預り保証金	—	7,910	—	7,910
(3) 再生債務	—	149,750	—	149,750
合 計		1,533,501		1,533,501

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期貸付金、長期未収入金

長期貸付金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、金利条件等から時価が帳簿価額と近似しているものは当該帳簿価額を時価としており、その他は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。これらの時価は、レベル 2 の時価に分類しております。

長期預り保証金

長期預り保証金は、将来のキャッシュ・フローを無リスクの利率で割り引いた現在価値により算定する方法によっており、レベル 2 の時価に分類しております。

再生債務

再生債務は、将来のキャッシュ・フローを無リスクの利率で割り引いた現在価値により算定する方法によっており、レベル 2 の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント							その 他 (注) 2	合 計
	ソリューション事業	飲食関連事業	教育関連事業	エンタテインメント事業	産業廃棄物処理事業	ライフスタイル事業	計		
売 上 高									
コンテンツサービス	39,505	—	—	—	—	—	39,505	—	39,505
プラットフォーム	86,457	—	—	—	—	—	86,457	—	86,457
ソリューション事業	242,420	—	—	—	—	—	242,420	—	242,420
飲食関連事業	—	20,456	—	—	—	—	20,456	—	20,456
教育関連事業	—	—	91,501	—	—	—	91,501	—	91,501
エンタテインメント事業	—	—	—	558,020	—	—	558,020	—	558,020
産業廃棄物処理事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ライフスタイル事業	—	—	—	—	—	1,266,834	1,266,834	—	1,266,834
その 他 (注 1)	24,626	—	—	—	—	—	24,626	2,800	27,426
顧客との契約から生じる収益	393,010	20,456	91,501	558,020	—	1,266,834	2,329,823	2,800	2,332,623
外部顧客への売上高	393,010	20,456	91,501	558,020	—	1,266,834	2,329,823	2,800	2,332,623

(注) 1.その他は、主として、ソリューション事業に係る運用・保守サービス収益及びスポット

受託開発収益等であります。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (5). 会計方針に関する事項
⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

当社グループの契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当事業年度に認識した収益に重要性はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価額に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産 | 10円78銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | △6円90銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

(新株予約権の行使による増資)

2026年5月1日から2026年6月30日の間に新株予約権の行使が行われており、当該新株予約権の行使により発行した株式の概要は以下のとおりであります。

①	行使新株予約権の個数	36,600個
②	資本金の増加額	59,165,880円
③	資本準備金の増加額	59,165,877円
④	増加した株式の種類及び株数	普通株式 3,660,000株

以上の結果、2026年6月30日現在の発行済株式総数は150,169,693株、資本金は1,563,812,080円、資本準備金は992,375,367円となっております。

(簡易株式交換による完全子会社化)

当社は、2026年4月16日開催の取締役会において、株式会社コーウェル（以下「コーウェル」といいます。）の株式を取得し子会社化すること、また、その後、当社を株式交換完全親会社、コーウェルを株式交換完全子会社とする簡易株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することを決議し、同日付で株式譲渡契約及び株式交換契約を締結し、2026年5月8日に本株式交換に係る株式交換比率が下記の通り確定し、2026年5月15日に株式交換効力が発生しました。

会社名	当社 (株式交換完全親会社)	コーウェル (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	2,259,433
本株式交換により交付する株式数	当社普通株式：1,093,500	

3. 計算書類

株主資本等変動計算書

(2025年 9月1日から
2026年 4月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	2,062,195	3,207,405	—	3,207,405	△3,917,038	△3,917,038
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	504,646	504,646	—	504,646	—	—
株式交換による増加	—	70,000	—	70,000	—	—
減 資	△1,062,195	△2,854,842	3,917,038	1,062,195	—	—
欠 損 填 補	—	—	△3,917,038	△3,917,038	3,917,038	3,917,038
当 期 純 損 失 (△)	—	—	—	—	△620,684	△620,684
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	△557,549	△2,280,196	—	△2,280,196	3,296,353	3,296,353
当 期 末 残 高	1,504,646	927,209	—	927,209	△620,684	△620,684

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
当 期 首 残 高	△161	1,352,401	11,028	1,363,430
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	—	1,009,292	—	1,009,292
株式交換による増加	—	70,000	—	70,000
減 資	—	—	—	—
欠 損 填 補	—	—	—	—
当 期 純 損 失 (△)	—	△620,684	—	△620,684
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	4,194	4,194
当 期 変 動 額 合 計	—	458,607	4,194	462,802
当 期 末 残 高	△161	1,811,009	15,222	1,826,232

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
- ② その他有価証券
 - ・ 市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
 - ・ 市場価格のない株式等
移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定率法によっております。但し、2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	7～15年
工具、器具及び備品	3～8年
- ② 無形固定資産
 - ・ 自社利用のソフトウェア
社内における利用可能期間（1～5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費 支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は顧客との契約から生じる収益に関する重要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

- ・ 経営指導料

経営指導料については、子会社への契約内容に応じたサービスを提供することが履行

義務であり、サービスを提供した時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

・受取配当金

受取配当金については、配当金の効力発生日をもって収益認識をしております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

グループ通算制度の適用

当社は、グループ通算制度を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
有形固定資産	19,691千円
無形固定資産	－千円
減損損失	651千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記 (1) 固定資産の減損 ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に記載した事項と同一であるため、記載を省略しております。

(2) 関係会社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
関係会社株式	2,930,859千円
関係会社株式売却益	－千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない関係会社株式は、取得原価と発行会社の純資産を基礎として算定した実質価額とを比較し、実質価額が取得原価と比べて50%以上低下した場合は、回復可能性の判定を行った上で、評価減を実施しております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の関係会社の業績が見積りと異なる場合、翌事業年度の計算書類において、重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
貸倒引当金（流動）	72,968千円
貸倒引当金（固定）	1,479,316千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、損失の見積額について、貸倒引当金を計上しております。一般債権は、貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権は、債権額から回収見込み額を減額し、その残額について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して貸倒見積額を算定する財務内容評価法に基づきそれぞれ引当金を計上しております。

なお、相手先の財政状況が悪化した場合、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

59,069千円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(2) 保証債務

子会社	保証債務
株式会社渋谷焼肉横丁	建物賃貸借契約に基づく債務に係る連帯保証 (月額賃料等総額770千円)
	金銭消費貸借証書に基づく債務に係る連帯保証
	短期金銭債務 66,008千円
株式会社スティルアン	長期金銭債務 58,616千円
	保証債務残高総額 124,624千円
	金銭消費貸借証書に基づく債務に係る連帯保証
株式会社グッドマン	短期金銭債務 14,640千円
	長期金銭債務 53,620千円
	保証債務残高総額 68,260千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

	当事業年度
短期金銭債権	76,165千円
短期金銭債務	113,976千円
長期金銭債権	500,938千円
長期金銭債務	990,000千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引の取引高

売上高	15,112千円
販売費および一般管理費	3,700千円

② 営業取引以外の取引高

営業外収益	71千円
営業外費用	16千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度における自己株式の種類及び株式数

普通株式 93株

7. 税効果会計に関する注記

① 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産

繰越欠損金	903,119千円
投資有価証券	21,139千円
関係会社株式	194,014千円
減価償却費	8,563千円
貸倒引当金	490,838千円
その他	12,910千円

繰延税金資産小計 1,630,586千円

評価性引当額 △1,630,586千円

繰延税金資産合計 －千円

繰延税金負債

未収事業税 △1,677千円

繰延税金負債合計 △1,677千円

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

9. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の 名称 又は氏名	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当 事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員	田邊勝己	—	—	(被所有) 直接 17.24%	—	新株予約権 の行使 (注1)	525,002	新株 予約権 (注1)	0
役員	國吉芳夫	—	—	(被所有) 直接 0.01%	—	資金の貸付 (注2)	—	役員に対 する長期 貸付金	16,561

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 2023年10月24日開催の取締役会決議加え、同年11月28日開催の定時株主総会にて承認可決した第15回新株予約権の行使によるものであります。
2. 資金の貸付に係る利息については、当社の経営判断に基づき、双方協議の上決定しております。

子会社及び関連会社等

種類	会社等の 名称	資本金 又は出 資金 (千円)	事業の内 容又は職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
					役員 の兼 任等	事業 上の 関係				
子会社	WHDCア ロディア株 式会社	10,000	ソリューシ ョン事業	直接 100%	役員 1名	—	業務委託 費の支払	3,600	未払金	3,960
子会社	株式会社 渋谷肉横丁	66,500	飲食関連 事業	直接 100%	役員 1名	—	資金の 回収 (注2)	7,450	短期 貸付金	13,333
									関係会社 長期 貸付金 (注2, 4)	294,771
							利息の 受取 (注2)	40	未収 入金 (注4)	15,937
子会社	株式会社 インター プラン	20,000	教育関連 事業	直接 100%	—	—	配当金の 受取	15,112	—	—
子会社	Pavilions 株式会社	5,000	エンタ テインメント 事業	直接 85%	—	—	資金の 回収	62,491	関係会社 長期 貸付金 (注2, 4)	2,239
子会社	株式会社サ ンライズジ ャパン	100	ライフ スタイル 事業	直接 51%	役員 1名	—	資金の 貸付 (注2)	—	短期 貸付金 (注2,4)	12,255
								—	関係会社 長期 貸付金 (注2, 4)	82,365
							利息の 受取 (注2)	14	未収 入金 (注4)	14
子会社	株式会社ド リームプラ ネット	10,000	エンタ テインメン ト事業	直接 100%	—	—	資金の 貸付 (注2)	30,000	短期 貸付金 (注2, 4)	7,500
							資金の 回収	937	関係会社 長期 貸付金 (注2,4)	21,562
							利息の 受取	0	未収 入金	0

種類	会社等の 名称	資本金 又は出 資金 (千円)	事業の 内容又は職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
					役員 の兼 任等	事業 上の 関係				
子会社	株式会社ス ティルアン	10,000	ライフ スタイル 事業	直接 100%	役員 1名	—	資金の 借入 (注2)	450,000	短期 借入金 (注2, 4)	45,000
									関係会社 長期 借入金 (注2, 4)	405,000
							利息の 支払 (注2)	16	未払費用 (注4)	16
							経費の 立替	2,117	立替金	2,117
子会社	株式会社グ ッドマン	10,000	ソリューシ ョン事業	直接 100%	—	—	資金の 貸付 (注2)	150,000	関係会社 長期 貸付金 (注2, 4)	100,000
							資金の 回収	50,000		
							利息の 受取 (注2)	1	未収入金 (注4)	1
							経費の 立替	4,494	立替金	4,494
子会社	飯山土建株 式会社	11,000	ライフ スタイル 事業	直接 100%	役員 1名	—	資金の 借入 (注2)	650,000	短期 借入金 (注2, 4)	65,000
									関係会社 長期 借入金 (注2, 4)	585,000
役員等が 議決権の 過半数を 所有して いる会社	株式会社 エバーオン ワード (注5)	5,000	不動産の サブリース	—	役員 2名	(注5)	資金の 貸付 (注2)	80,000	長期 貸付金	80,000
							株式 の購入	102,000	未払金	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営指導料は、各関連当事者への役務提供内容を勘案して決定しております。
2. 資金の貸付及び利息の受取については、業務内容を勘案し、双方協議の上決定しております。
3. 資金の借入及び利息の支払については、業務内容を勘案し、双方協議の上決定して

おります。

4. 子会社への貸倒懸念債権に対し、合計377,112千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において、各社の貸倒引当金繰入額計上額は以下となりました。

株式会社渋谷焼肉横丁

△10,978千円

5. 当社代表取締役田邊勝己100%所有する会社であります。当社子会社渋谷焼肉横丁と商標権使用及び不動産の賃貸契約を締結しております。

10. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項 (5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 12円45銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | △4円75銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「9. 重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。